

## 「今こそ地元！応援商品券2」取扱店募集要項および誓約事項

名 称	今こそ地元！応援商品券2
目 的	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している市内経済の活性化と市民生活の下支えを目指す。令和3年4月1日時点で住民登録している市民全員に1人あたり3,000円分の商品券を配布し、消費の喚起・下支えを行う。 なお、75歳以上の高齢者、生活保護受給世帯及びひとり親世帯（児童扶養手当を受給している親と子）には、さらに3,000円分を上乗せする。
発 行 者	村山市
利用期間	発送日(4月下旬を予定)～令和3年6月30日(水)

### 1. 店舗の参加資格について

- (1) 原則、村山市内に事業所・店舗があること。
- (2) 村山市暴力団排除条例の各規程に抵触しないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業店でないこと。
- (4) 店頭において商品を購入することができること、および役務(サービス)提供を受けられることができること。

### 2. 取扱店の登録について ※取扱店登録料・換金手数料は無料

取扱店に登録を希望する事業者は、「募集要項および誓約事項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入いただき、村山市商工観光課へ郵送でご提出ください。

#### ・提出書類：取扱店登録申請書、振込先口座の通帳写し

※取扱店登録申請書への押印を忘れないでください。

※通帳写しは、口座名義がカタカナで記載されているページをご提出ください。

なお、第1弾「今こそ地元！応援商品券」で登録した口座から変更がない場合は、通帳写しの提出を省略することができます。

#### 《申請書の提出先》

村山市商工観光課

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号 TEL：(55)2111、FAX：(53)5950

※市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、「取扱店登録申請書」を店舗ごとにご記入の上、お申し込みください。

### 3. 換金手続について

- ・商品券の換金は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、村山市商工観光課で受付けます。持込枚数の制限はありません。
- ・換金する商品券の裏面に、必ず店舗名等を明記してください。

換金時の持ち物：換金する商品券、はんこ（登録口座と同じ苗字または社判）

換金期限：令和3年7月30日（金）

### 4. 留意事項

- ・商品券で購入できないものは、ビール券やプリペイドカード等換金性の高い物や指定ごみ袋、たばこ等の割引になじまないもの、ギャンブルなどです。その他、取扱店の判断で予め除外する商品は、店頭表示等してください。
- ・取扱店が仕入等の支払いに、商品券を充てる行為は禁止です。
- ・商品券での支払いの際には、つり銭を出さないでください。

### 5. 誓約事項

下記誓約事項を確認の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 商品の販売、またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 商品券の偽造・悪用をしません。
- (4) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (5) 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情ない限り途中辞退はしません。
- (6) 利用期間経過後の商品券の受け取りはしません。
- (7) 募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 商品券の取り扱いに関して発行者からの改善等の要請があった場合には、それに従います。
- (10) 店舗名の公表(取扱店一覧表、市ホームページなど)に同意します。
- (11) 登録する店舗は、村山市暴力団排除条例の各規程に抵触する店舗ではありません。
- (12) 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」または「公序良俗に反する店舗等」ではありません。